

令和4年2月市議会 総務委員会資料

所管事項調査②

目次	ページ
1 令和4年度地方税制改正に伴う長崎市税条例等の改正 について	・・・ 1～3
2 長崎市特定業務施設の移転又は拡充を促進するための 固定資産税の課税免除に関する条例の改正について	・・・ 4～6

理 財 部  
令和4年2月

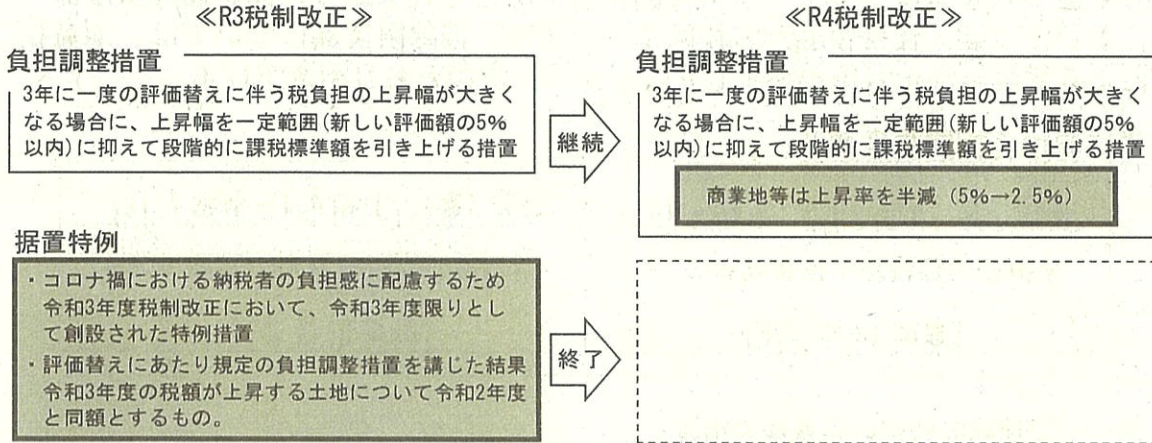


# 1 令和4年度地方税制改正に伴う長崎市税条例等の改正について

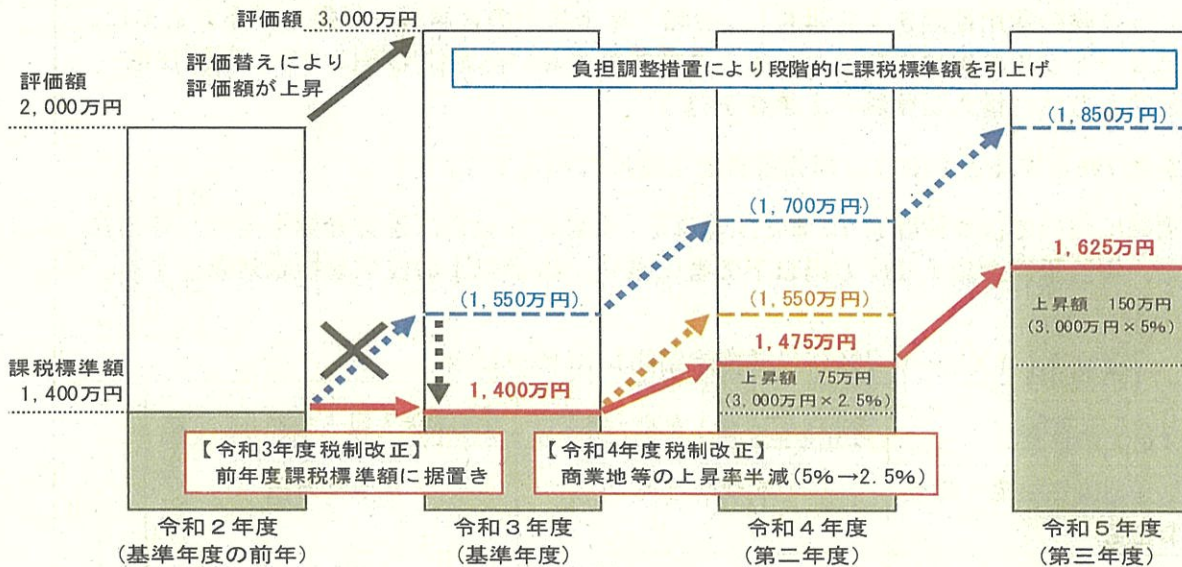
## (1) 固定資産税・都市計画税関係

ア 固定資産税等（土地）の負担調整措置 【施行日：令和4年4月1日】  
 （市税条例附則第10条、都市計画税条例附則第5項）

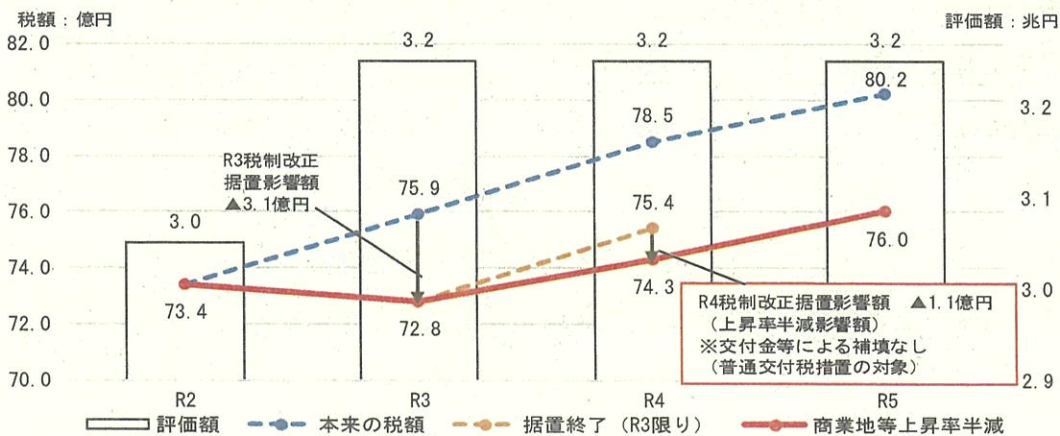
### (ア) 負担調整措置の概要



### (イ) 負担調整措置及び据置特例と上昇率半減のイメージ（商業地等）



### (ウ) 長崎市における影響見込み（固定資産税+都市計画税） ※現年度調定ベース



## (2) その他所要の整備

法改正等に伴う文言の整理（市税条例第23条の8、附則第8条の3）



## 【参考】今後議案提出予定分

### 1 個人住民税関係

#### (1) 個人住民税における住宅ローン控除 (市税条例附則第6条の3の2)

所得税において、住宅ローン控除の特例の延長等の措置(※1)が講じられる場合には、当該措置の対象者について、所得税額から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内において、個人住民税額から控除する。また、控除限度額については、消費税引上げによる需要平準化対策が終了したことから、次のとおり引き下げる。

#### 《個人住民税における控除限度額》

居住年	現行年度(平成26.4~令和3.12)	改正(案)(令和4.1~令和7.12)
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)

#### (※1) 住宅ローン控除の特例の延長等の措置

《住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住した者》

◆住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とするとともに、カーボンニュートラルの実現の観点から省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額の上乗せを行う

◆控除率を0.7%とするとともに、所得要件を2,000万円とする。

◆新築住宅等について控除期間を13年とするほか、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、40㎡以上の住宅を控除対象とする。

【控除率】1.0%→0.7%

【控除期間】10年→13年

《借入限度額》		令和4年入居	令和5年入居	令和6年入居	令和7年入居
新築	①長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円		4,500万円	
	②ZEH(※2)水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円	
	③省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円	
	④その他の住宅	3,000万円		2,000万円(10年間)	
中古	①~③	3,000万円			
	④	2,000万円(10年間)			


(※2) 断熱性を高めるなど年間のエネルギー消費量を実質ゼロとみなせる「ネット・ゼロ・エネルギーハウス」

【施行日：令和5年1月1日】

(2) 個人住民税における上場株式等の配当所得等に係る課税方式  
 (市税条例第 23 条、第 23 条の 10)

現行制度においては、所得税と個人住民税において異なる課税方式が選択可能であるが、公平性の観点から課税方式を一致させる。

	所得税	個人住民税
選択	申告不要 (税率 15%)	申告不要 (税率 5%)
	総合課税 (累進税率 - 配当控除)	総合課税 (税率 10% - 配当控除)



【施行日：令和 6 年 1 月 1 日】

(3) 個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備  
 (市税条例第 25 条の 2、第 25 条の 3 の 2、第 25 条 3 の 3)

ア 給与所得者の「扶養親族申告書」、「給与支払報告書」、公的年金等受給者の「扶養親族申告書」、「公的年金支払報告書」について、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を記載し申告する。

【施行日：令和 5 年 1 月 1 日】

イ 確定申告における個人住民税に係る附記事項に、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を追加する。

【施行日：令和 5 年 1 月 1 日】



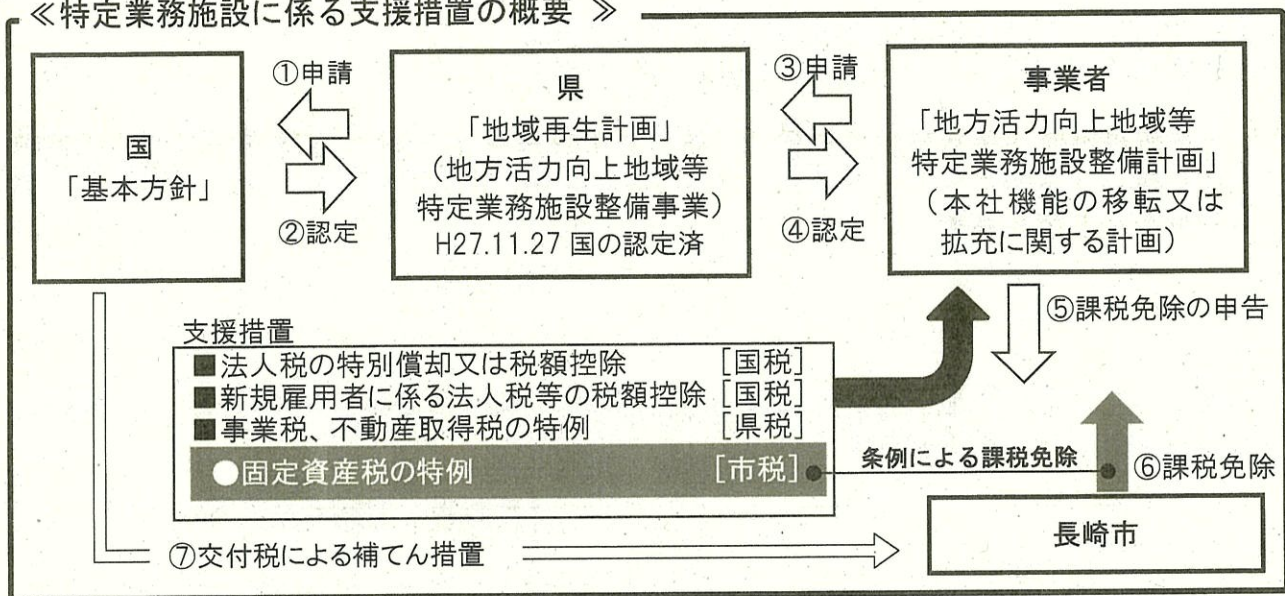
## 2 長崎市特定業務施設の移転又は拡充を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の改正について

### (1) 条例改正の概要

#### ア 改正理由

地域再生法において、事業者が本社機能（特定業務施設）を地方に移転または地方で拡充した場合に、これらの事業者に対して地方公共団体が固定資産税の課税免除又は不均一課税を行うと、その減収に対して地方交付税により補てん措置が講じられるが、令和4年度税制改正にあわせて、地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置が講じられる場合等を定めた総務省令（地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令）が令和4年3月末に改正（延長）予定であることに伴い、条例を改正する。

#### 《特定業務施設に係る支援措置の概要》



地方活力向上地域：「首都圏、中部圏中心部、近畿圏中心部」以外の地域

#### ※1 地域再生法とは



地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するもの。内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に基づく事業の実施にあたり、財政、金融、税制等の支援措置を活用することができる。

#### ※2 本社機能（特定業務施設）とは

事務所	全社的な業務を行うもの又は複数の事業所に対する業務を行うもの …調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門（ソフトウェア開発を含む）その他管理業務部門のいずれかのために使用されるもの
研究所	事業者による研究開発において重要な役割を担うもの （事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む）
研修所	事業者による人材育成において重要な役割を担うもの



イ 対象事業

移転型事業	拡充型事業
	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京 23 区に本社を置く企業が地方に本社を移転</li> <li>○地方に研究所を建設し、東京 23 区の本社から研究開発機能を移転</li> <li>○東京 23 区に本社を置く企業が、地方に本社機能の一部を移転 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方に本社を置く企業が、その本社を増築</li> <li>○東京 23 区以外の地方に本社を置く企業が、別の地方に本社の一部を移転</li> <li>○地方において、新しく起業するために本社を整備 等</li> </ul>
認定要件	
常時雇用従業員が5人以上（中小企業は1人以上）増加	

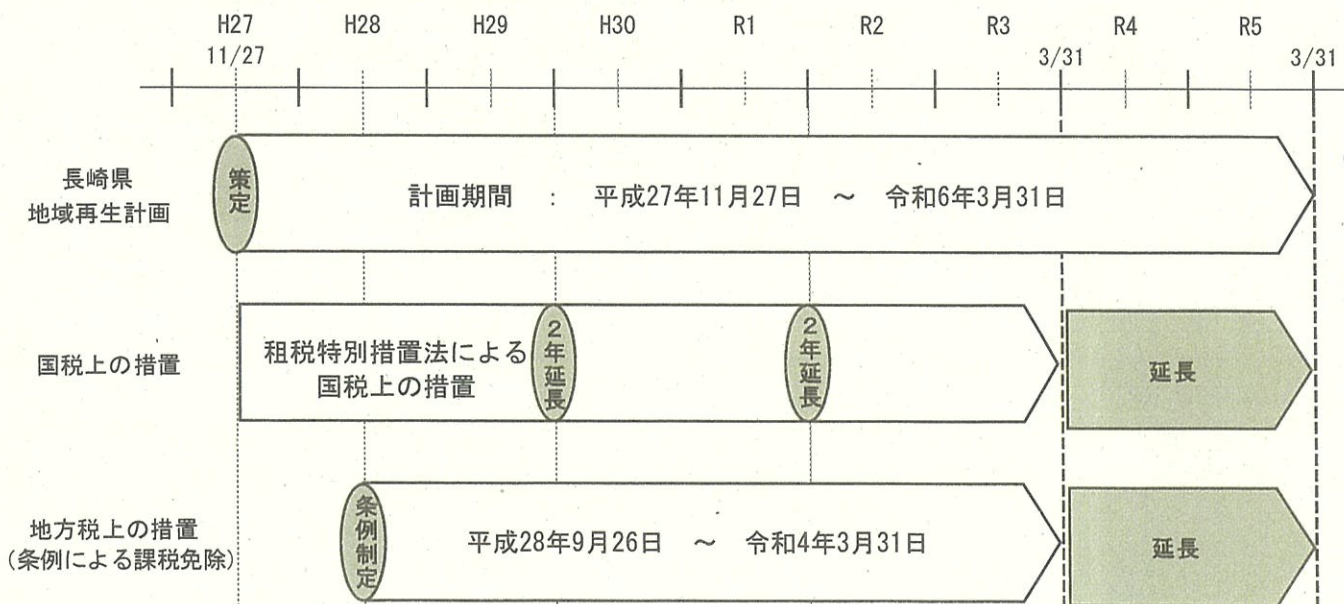
ウ 改正内容

適用期限の延長（令和4年3月31日まで ⇒ 令和6年3月31日まで）

	改正前	改正後
総務省令	公示日（※）から 令和4年3月31日	公示日（※）から 令和6年3月31日
本市条例	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで

※ 国が長崎県の地域再生計画を認定した日：平成27年11月27日

《長崎県の地域再生計画と税制上の措置の関係》



エ 課税免除の内容等

	移転型事業	拡充型事業
対象税目	固定資産税 (特定業務施設の用に供する土地・家屋・構築物・機械装置)	
措置内容	課税免除	
措置期間	3年間(新たに課税されることとなる最初の年度以降)	
事業者	令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に、長崎県から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者	
取得価額	事業者が長崎県から計画の認定を受けた日以後3年間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が次の要件に該当するもの。 中小企業者等 1,900万円以上 その他の企業 3,800万円以上	
減収補てんの有無	○	× ※不均一課税の場合は○
補てん措置	課税免除による固定資産税の減収額の3/4(普通交付税)	—
対象自治体	財政力指数 0.67未満の市町村(長崎市:0.59)	

オ 施行日 公布の日(ただし、令和6年3月31日限り、その効力を失う。)

カ 課税免除適用実績 なし